

域の全幼児の教育養護、保健の指導者たるべきにして保母の地位、待遇の改善と共にその素質の向上が努力せられねばならぬ。

引揚母子援護対策協議會

恩賜財團母子愛育會 竹田俊雄

に具申し、なほ主な政黨や關係各方面にその趣旨を傳へ、協力を依頼した。

決議事項

海外から引揚げて来る兒童は相當多數に上つてゐるが、これらを援護する上に「ことども」としての考慮が、社會的な面でも、心理的な面でも、生理的な面でも、殆ど拂はれてゐなかつたので、愛育研究所ではさきに竹田所員の引揚援護狀況視察報告をもととして「引揚兒童指導對策要綱」を作成し、厚生省の引揚援護院や社會局その他關係諸方面に具申したが、問題的重要性にかんがみ、七月十日「引揚兒童指導對策委員會」を厚生省内に開催し、引揚援護院長官齋藤惣一氏以下の臨席を得ていろいろ審議の結果、民間引揚援護關係團體及び兒童關係の研究者、實際家などをもつて「引揚母子援護對策協議會」を組織することとし、七月二十六日と二十九日の兩回にわたり、事務所である母子愛育會内に於て會合し、次のやうな決議を行ひ、これを八月十日厚生大臣と文部大臣

- 一 中央並に地方官廳、團體、施設間の聯絡の強化
- 二 引揚母子指導者の配置と引揚母子相談の設置
- 三 引揚途上における援護の強化
- 四 育兒院と母子寮の擴充強化
- 五 引揚者收容施設に兒童室、遊戯場、託兒所設置
- 六 引揚母子の栄養補給の改善
- 七 引揚母子の衣料特配の確保
- 八 引揚兒童の補習教育と生活指導の實施
- 九 引揚兒童のある家庭の職業及び住居の安定
- 十 引揚母子の保健對策